



島根県報

平成25年10月15日（火）

号外 第 150 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(総務課)	6
知事及び副知事の給料の特例に関する条例	(人事課)	7
島根県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	(税務課)	8
島根県社会福祉審議会条例	(地域福祉課)	9
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(医療政策課)	12
島根県妊婦健康診査支援基金条例を廃止する条例	(健康推進課)	13
島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例	(障がい福祉課)	14
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	()	15
島根県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例	(薬事衛生課)	20
島根県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例	()	21
島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例を廃止する条例	()	22
島根県土地利用審査会条例の一部を改正する条例	(用地対策課)	23
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	24

公布された条例等のあらまし

◇災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第31号）

1 条例の概要

(1) 災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整理

ア 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

イ 理容師法施行条例

ウ 美容師法施行条例

(2) その他規定の整理

2 施行期日

災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第1条第1号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

◇知事及び副知事の給料の特例に関する条例（条例第32号）

1 条例の概要

平成25年10月1日から同月31日までの間における知事及び副知事の給料の月額について、知事等の給与の特例に関する条例の規定により減額した額から次のとおり減額することとした。

区 分	減 額 率
知 事	100分の25
副 知 事	100分の20

2 施行期日等

公布の日から施行し、平成25年10月分の給料の月額について適用することとした。

◇島根県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 条例の概要

(1) 島根県固定資産評価審議会は、委員10人以内で組織することとした。（第2条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県社会福祉審議会条例（条例第34号）

1 条例の概要

(1) 組織

島根県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）は、委員25人以内で組織することとした。（第2条関係）

(2) 任期

委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすることとした。（第3条関係）

(3) 委員長の職務を行う委員

審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行うこととした。（第4条関係）

(4) 会議

審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となることとした。（第5条関係）

(5) 専門分科会

審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名することとした。（第6条関係）

(6) 部会

審議会は、専門分科会に部会を置くことができることとした。（第7条関係）

(7) 児童福祉に関する調査審議

審議会は、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする事とした。（第8条関係）

(8) 島根県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 条例の概要

(1) 医学生地域医療奨学金の返還債務の免除の条件である指定医療機関等における医師の業務について、次のとおりとすることとした。（第2条関係）

ア 指定医療機関における業務従事の履行期限について、奨学金の貸与期間の2倍に相当する期間（貸与期間が、1年未満の場合にあつては3年、1年以上2年未満の場合にあつては当該貸与期間に2年を加えた期間）を経過する日までとすること。

イ 指定医療機関及び特定地域医療機関における医師の業務に医師法による臨床研修を含めること。

(2) 平成27年3月31日までに医学生地域医療奨学金の貸付けの決定を受けた者（医師法による臨床研修を受けている者及び修了した者を除く。）で、(1)の例によることを同日までに申請し、知事が認めたものの医学生地域医療奨学金については、(1)の例によることとすることとした。

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

◇島根県妊婦健康診査支援基金条例を廃止する条例（条例第36号）

1 条例の概要

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るための国の交付金が廃止され、基金の設置を要しなくなったことから、島根県妊婦健康診査支援基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 条例の概要

年末年始以外の休館日の変更（第11条関係）

改正前	改正後
水曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）

2 施行期日

平成25年12月1日から施行することとした。

◇島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設

備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 条例の概要

(1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 生活介護及び短期入所に係る基準該当障害福祉サービスに関する基準のうち、指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例に係る要件等において基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児を対象に加えることとした。（第97条・第111条関係）

イ その他規定の整理

(2) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援に関する基準に、指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例に係る要件を追加することとした。（第55条の8・第72条の4関係）

イ その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 条例の概要

(1) 島根県麻薬中毒審査会は、委員5人以内で組織することとした。（第2条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 条例の概要

(1) 島根県公害健康被害認定審査会は、委員15人以内で組織することとした。（第2条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例を廃止する条例（条例第41号）

1 条例の概要

子宮頸がん予防ワクチン等の接種を緊急に促進するための国の交付金が廃止され、基金の設置を要しなくなったことから、島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県土地利用審査会条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 条例の概要

(1) 島根県土地利用審査会は、委員7人以内で組織することとした。（第2条関係）

(2) 島根県土地利用審査会の会議は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）を含む過半数の委員が出席しなければ開くことができないこととした。（第5条関係）

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 条例の概要

- (1) 生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者に係る入居の条件等を、配偶者からの暴力を受けた者と同じとすることとした。（第6条・第8条関係）
- (2) 県営住宅に入居しようとするとき、又は入居者が死亡等した場合にその同居者が入居を承継しようとするときに必要な連帯保証人の数を、2人から1人にする事とした。（第10条・第11条関係）
- (3) 県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えることとした。（別表関係）

団地の名称	所在地
そら山団地	雲南市

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)については配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、1の(3)については規則で定める日から施行することとした。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 31 号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 7 号左欄中「第23条第 1 項第 1 号」を「第 4 条第 1 項第 1 号」に改め、同表第37号右欄中「(26)」を「(6)」に、「(29)から(35)まで」を「(9)から(13)まで」に、「(27)及び(28)」を「(7)及び(8)」に改める。

(理容師法施行条例の一部改正)

第 2 条 理容師法施行条例（平成11年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第23条第 1 項第 1 号」を「第 4 条第 1 項第 1 号」に、「収容施設」を「避難所又は応急仮設住宅」に改める。

(美容師法施行条例の一部改正)

第 3 条 美容師法施行条例（平成11年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第23条第 1 項第 1 号」を「第 4 条第 1 項第 1 号」に、「収容施設」を「避難所又は応急仮設住宅」に改める。

附 則

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）附則第 1 条第 1 号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 1 条中知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第37号右欄の改正規定は、公布の日から施行する。

知事及び副知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 32 号

知事及び副知事の給料の特例に関する条例

(知事の給料の特例)

第 1 条 知事の給料の月額は、平成25年10月 1 日から同月31日までの間において、特別職の職員の給与等に関する条例（昭和23年島根県条例第88号。以下「特別職給与条例」という。）第 2 条第 3 項並びに知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号。以下「知事等給与特例条例」という。）第 1 条本文及び附則第 2 項の規定にかかわらず、特別職給与条例第 1 号表に定める額に知事等給与特例条例第 1 条本文及び附則第 2 項の規定を適用した場合に得られる額から、当該額に100分の25を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(副知事の給料の特例)

第 2 条 副知事の給料の月額は、平成25年10月 1 日から同月31日までの間において、特別職給与条例第 2 条第 3 項並びに知事等給与特例条例第 2 条本文及び附則第 2 項の規定にかかわらず、特別職給与条例第 1 号表に定める額に知事等給与特例条例第 2 条本文及び附則第 2 項の規定を適用した場合に得られる額から、当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成25年10月分の給料の月額について適用する。

島根県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 25 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 33 号

島根県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

島根県固定資産評価審議会条例（昭和37年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第401条の 2 第 6 項」を「第401条の 2 第 5 項」に改め、「島根県固定資産評価審議会」の次に「（以下「審議会」という。）」を加え、「関する」を「関し必要な」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員10人以内で組織する。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県社会福祉審議会条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 34 号

島根県社会福祉審議会条例

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する島根県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関しては、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務を行う委員)

第 4 条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

（部会）

第 7 条 審議会は、社会福祉法施行令第 3 条第 1 項に定めるところによるほか、専門分科会に部会を置くことができる。

2 専門分科会の部会（身体障害者福祉専門分科会に置く審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門分科会」とあるのは「部会」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（児童福祉に関する調査審議）

第 8 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

（庶務）

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（島根県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止）

2 島根県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成 10 年島根県

条例第22号) は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に審議会において次の表の左欄に掲げる者として指名され、又は定められている者は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）に、同表の右欄に掲げる規定により指名され、又は定められたものとみなす。

委員長に事故があるときに、その職務を行う委員	第 4 条
専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員	第 6 条第 1 項
専門分科会長	第 6 条第 2 項
専門分科会長に事故があるときに、その職務を行う委員又は臨時委員	第 6 条第 4 項
部会（身体障害者福祉専門分科会に置く審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員	第 7 条第 2 項
部会長	第 7 条第 3 項において読み替えて準用する第 6 条第 2 項
部会長に事故があるときに、その職務を行う委員又は臨時委員	第 7 条第 3 項において読み替えて準用する第 6 条第 4 項

- 4 この条例の施行の際現に審議会の専門分科会に置かれている部会（身体障害者福祉専門分科会に置く審査部会を除く。）は、施行日に、第 7 条第 1 項の規定により置かれた部会となり、同一性をもって存続するものとする。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 35 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表医学生地域医療奨学金の項免除の条件の欄第 1 号中「3 倍」を「2 倍」に、「4 年」を「3 年」に、「1 年 5 月以内」を「2 年未満」に、「3 年を」を「2 年を」に改め、「加えた期間」の次に「。次号において同じ。」を加え、「その他」を「以外の」に、「除く。次号」を「除く。以下この項」に、「とき。」を「とき」に改め、「ときに限る。次号において同じ。）」の次に「。」を加え、同欄第 2 号中「3 倍」を「2 倍」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項ただし書の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年 3 月31日までに貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。ただし、同日までに医学生地域医療奨学金の貸付けの決定を受けた者（医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修を受けている者及び修了した者を除く。）で、この条例による改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定の例によることを同日までに規則で定めるところにより申請し、知事が認めたものの医学生地域医療奨学金については、新条例の規定の例によることができる。

島根県妊婦健康診査支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 36 号

島根県妊婦健康診査支援基金条例を廃止する条例

島根県妊婦健康診査支援基金条例（平成21年島根県条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 37 号

島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例

島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項第 1 号中「水曜日」の次に「（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）」を加え、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

この条例は、平成25年12月 1 日から施行する。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 38 号

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「平成24年厚生労働省令第15号」の次に「。以下「指定通所支援基準」という。」を加え、「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

第97条第 1 号中「通いサービス又は」を「通いサービス、島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号。以下「指定通所支援基準条例」という。）

第55条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の 4 において準用する指定通所支援基準条例第55条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所に」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第 2 号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第55条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若し

くは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第4号中「及び」を「と」に、「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第111条第1号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号及び第4号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第202条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「指定通所支援基準」に、「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条の7」を「第55条の8」に改める。

第2条第4号中「同令」を「指定障害福祉サービス基準省令」に改める。

第55条の5中「第24条第2項」を「第24条第1項」に改める。

第55条の6及び第55条の7中「第24条第1項」を「第24条第2項」に改め、第2章第5節中同条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第55条の8 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第55条の5（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する登録者をいう。）の数と島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第75号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第72条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条

に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第72条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業員の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数と指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第72条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条に規定する基準を満たし

ていること。

- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係機関から必要な技術的支援を受けていること。

第72条中「、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る。

第72条の4中「、第55条の7」を「から第55条の8まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 39 号

島根県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例

島根県麻薬中毒審査会条例（昭和60年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和28年法律第14号）」の次に「第58条の13第2項の規定に基づき、同法」を加え、本則を第1条とし、同条に見出しとして「（設置）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 島根県麻薬中毒審査会は、委員5人以内で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 40 号

島根県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

島根県公害健康被害認定審査会条例（昭和49年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第45条第 4 項」を「第45条第 3 項」に改める。

第 6 条中「はかって」を「諮って」に改め、同条を第 7 条とし、第 2 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 2 条 審査会は、委員15人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例を廃止する条例
をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 41 号

島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例を廃止する
条例

島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例（平成22年島根県条例
第47号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県土地利用審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 42 号

島根県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

島根県土地利用審査会条例（昭和49年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「はかって」を「諮って」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条第 3 項中「及び 3 人以上」を「を含む過半数」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 2 条 審査会は、委員 7 人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 43 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第10条第 1 項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の 2 において準用する場合を含む。）」を加える。

第 8 条第 3 項第 3 号中「被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加える。

第10条第 1 項第 1 号中「県内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する」を「次に掲げる条件を具備する」に、「2 人」を「1 人」に改め、同号に次のように加える。

ア 県内に居住する者であること。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

イ 入居決定者と同程度以上の収入を有する者であること。

第11条第 3 項中「県内に居住し、かつ、承認申請者と同程度以上の収入を有する」を「次の各号に掲げる条件を具備する」に、「2 人」を「1 人」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 県内に居住する者であること。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(2) 承認申請者と同程度以上の収入を有する者であること。

別表中「上 郡 団 地」を「上 郡 団 地
そ ら 山 団 地」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項第 3 号及び第 8 条第 3 項第 3 号の改正規定は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日から、別表の改正規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の島根県営住宅条例（以下「新条例」という。）第10条第 1 項の規定は入居者として決定された者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う入居の手続から、新条例第11条第 3 項の規定は入居者の死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が施行日以後に行う入居の承継に係る手続から適用する。